

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う物流の混乱及び国際情勢による資材価格等の上昇により、農業経営に大きな影響を受けている農業者を支援するため、農業者が購入する出荷用資材又は販売用資材の購入経費について、農業者に対し予算の範囲内において交付する東浦町出荷・販売用資材購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に本店所在地を有する者であること。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳に記録されている者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が令和4年4月1日から令和5年3月1日までの期間において出荷用資材又は販売用資材（農産物を出荷し、又は販売する際に使用する資材をいう。）を購入した費用（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内において、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の上限額は10万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月1日までに町長に提出するものとする。

- (1) 個人にあっては町内に住所を有していること、法人にあっては町内に本店所在地を有していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類
- (3) 町税の未納がないことを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2）を、適当でないと認めたときは、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金不交付決定通知書（様式第3）を申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金請求書（様式第4）を令和5年3月10日までに町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

様式第1 (第5条関係)

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

住所

法人名及び代表者氏名

(個人の場合は代表者氏名)

連絡先

東浦町出荷・販売用資材購入費策補助金の交付を受けたいので、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第 2（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書
年 月 日付けで申請のあった東浦町出荷・販売用資材購入費補助金に
ついて、下記のとおり交付することを決定しました。

記

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金

金 _____ 円

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町出荷・販売用資材購入費補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由

様式第4（第7条関係）

年 月 日

東浦町出荷・販売用資材購入費補助金請求書

東浦町長

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は氏名)
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町
出荷・販売用資材購入費補助金について、東浦町出荷・販売用資材購入費補助金交
付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付金の請求額 金 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協		本支店名	店
預金種別	1 普 通 2 当 座 3 その他	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義人				